

# 平成21年1月に実施された表示方法改正のポイント

平成21年1月9日、「玄米及び精米品質表示基準」が改正され、お米の表示方法について、「原料玄米」欄の記載方法が変更されました。

単一原料米（産地・品種・産年が同一であり、かつ農産物検査等による証明を受けたものをいう。）の場合と、それ以外の原料米の場合では、記載方法が異なります。

なお、平成22年3月31日までは移行期間につき、従来の表示方法も可能です。

## 単一原料米の場合

従来

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	北海道	ななつぼし	20年産	100%

改正後

原料玄米	産地	品種	産年	
	単一原料米			
	北海道	ななつぼし	20年産	

使用割合の表示から、「単一原料米」の表記に変更

「使用割合」欄は削除

## 単一原料米以外のブレンド米（複数原料米）の場合

従来

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			100%
	（北海道	ほしのゆめ	20年産	70%
	秋田県	あきたこまち	20年産	30%

使用割合の表示は「%」から「割」に変更

改正後

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			10割
	（北海道	ほしのゆめ	20年産	7割
	秋田県	あきたこまち	20年産	3割